

深夜業務従事者の自発的健康診断 (労働安全衛生法第66条の2)

深夜業に従事する労働者であって、自己の健康に不安を有する者が、自らの判断で受診した健康診断の結果を事業者に提出した場合に、事業者が事後措置等を講ずることを義務付けるものです。

自発的健康診断の項目は、定期健康診断の項目と同項目です。

自発的健康診断の対象者は、健康診断を受けた日以前6ヶ月間を平均して1ヶ月当たり4回以上深夜業に従事した常勤の労働者です。

健康診断の結果を証明する書面を当該健康診断を受けた日から3ヶ月以内に事業者に提出しなければなりません。

自発的健康診断を受診した場合は、特定業務従事者の健康診断(年2回)の1回分を受けたものとみなされます。